食肉販売業許可・魚介類販売業許可をお持ちの営業者様

部の営業が届出制度に変わります!

食品衛生法が改正されたことにより、令和3年6月1日から、一部の営業が届出制度へ変 更となります。営業許可条件の変更を検討されている事業者の方は、保健所へご相談、お問い 合わせ下さい。

営業許可から届出の対象となる業種

変更の程度	業種
包装品のみの取扱いが届出制度に変更される業種	食肉販売業、魚介類販売業
全ての営業が届出制度に変更される業種	乳類販売業、氷雪販売業

★お持ちの食肉販売業及び魚介類販売業の許可証の許可条件をご覧下さい!

許可条件に、

「包装食肉の販売に限る」または「包装魚介類の販売に限る」と書いてある。



令和3年6月1日以降も包装品のみの取扱いを続ける予定だ。 (包装された食肉や魚介類を仕入れた後、包丁で切ったり、味付け行為をするこ となく、そのまま販売する。)

No 加工の条件 が書いてある

No 加工する予定がある

①許可証の条件変更の 申請が必要です!

_Y e s

- ②令和3年6月1日から営業届出に変 更されます。(許可証を取得していた場 合、改めての届出は不要です。)
- ③新たな申 請等は不要 です。
- ①に該当した事業者の方は、令和3年6月1日までに、食品営業許可証の条件変更が必 要です。(現在お持ちの食肉販売業及び魚介類販売業の許可証は使用できなくなります!)
 - ▶ 用意するもの

お手持ちの食肉販売業又は魚介類販売業の許可証(図面が添付されていることを確認して ください)

▶ 申請の流れ

件変更申請

現場審杳

事前相談

電話でもご相談 出来ます。

令和3年5月31日までは手数料不 要です。加工する内容により、設備変 更が必要な場合があります。

申請どおりの設備かを現 場にて確認します。

現場検査後2週間以内に 新しい許可証を発行します

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください!

お問い合わせ先:寝屋川市保健所 保健衛生課(食品衛生担当)

所在地:寝屋川市八坂町28番3号 電話番号:072-829-7721